

2019 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦）
〔一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠〕
<推薦に当たっての留意事項>

はじめに

2019 年度大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生〔一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠〕）の推薦の際には、今回の募集関係書類一式だけでなく、国費外国人留学生制度実施要項等も確認すること。

○文部科学省ホームページ > 国費外国人留学生制度について > 実施要項等
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

本募集に関して不明点等があれば、文部科学省下記担当係まで、認識の相違を防ぐため必要事項を整理した上で原則 E-mailにて問い合わせること。

○文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係
E-mail : ryugaku(a)mext.go.jp ※(a)を@に変えて送信願います。
TEL : 03-5253-4111(内線 2624、3358)

1. 採用者数について

(1) 一般枠

推薦された者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や、予算の状況、研究計画内容及び調査書の内容（大学間交流協定実績、私費外国人留学生の在籍状況、留学生の学位取得状況、外国人教員の割合）等を勘案し、採用人数を決定する。なお、その際は推薦順位上位の者から採用する。

なお、採用は 2019 年度予算成立をもって実施されるものであり、予算の状況によっては採用人数が前年度実績から大きく変動する可能性がある。

(2) SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠

推薦された者について、推薦可能人数の範囲内で採用する。

※上記（1）及び（2）の各大学の推薦可能人数の詳細は「6. 推薦可能人数」を参照のこと。

2. 推薦可能大学について

それぞれの枠における推薦可能大学は以下のとおり。ただし、当該年度の前年及び前々年の連続する 2 年間において大学に在籍する外国人留学生総数の 5%、又は 10 名のいずれか少ない数を超える不法残留者が生じている大学は推薦できない（推薦を受け付けない）ので注意すること。

※本募集において「当該年度の前年及び前々年の連続する 2 年間」は、2017 年 1～12 月及び 2016 年 1～12 月の 2 年を指す。

(1) 一般枠

全ての国公私立大学

(2) SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠について

国費外国人留学生制度（大学推薦）と、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施する「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム」（以下「SATREPS」という）又は「e-ASIA 共同研究プログラム」（以下「e-ASIA JRP」という）が連携し、参加大学が相手国・地域の機関から優秀な留学生を獲得するとともに、相手

国・地域との持続的な研究交流・ネットワークの強化を図ることを目的とする。前者については SATREPS 枠、後者については e-ASIA 共同研究枠での推薦を受け付ける。

① SATREPS 枠（大学以外の機関は不可）

SATREPS に採択され、討議議事録（R/D）を締結した課題に参加している大学。

② e-ASIA 共同研究枠（大学以外の機関は不可）

e-ASIA JRP に採択された課題に参加している大学。

3. 在籍課程

（1）一般枠

正規生として大学院の修士課程、博士課程若しくは専門職学位課程に在学する者、非正規生として大学の学部、大学院若しくは大学の付属研究所等において課程の修了を目的とせずに専門の分野について研究を行う者をいう。

（2）SATREPS 枠

原則として大学院の博士課程（後期）（一貫制博士課程では3年次）とし、非正規課程は認めない。ただし、国費外国人留学生制度及び SATREPS 事業の趣旨、候補者が参画する研究課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合は、受入れ後1年以内に博士課程（後期）へ入学することを前提条件として、非正規課程での在籍を認めることとする。

（3）e-ASIA 共同研究枠

原則として、大学院の博士課程（後期）（一貫制博士課程では3年次）とし、非正規課程は認めない。ただし、国費外国人留学生制度及び e-ASIA 事業の趣旨、候補者が参画する採択課題の内容等に照らして特段の意義があると判断される場合には、修士課程、専門職学位課程若しくは博士課程（前期）（一貫制博士課程では1年次）並びに非正規課程での在籍も認める。

4. 奨学金支給期間

募集要項「2. 奨学金支給期間」のとおり。なお、奨学金支給開始時期が各学期の開始日の関係で募集要項に定める時期により難しい場合には、事前に相談すること。

SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠において非正規課程から在籍する者が正規課程に入学する際は、奨学金支給期間の延長申請を行うこと。なお、奨学金支給期間の延長が認められた場合には、標準修業年限に至る前に SATREPS 及び e-ASIA JRP の採択課題が終了した場合であっても、当該者の標準修業年限まで奨学金を受給することができる。

5. 推薦対象者について

（1）一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠共通

優秀な留学生を獲得するため、直近2年間の学業成績係数が3点満点で2.30以上あり、奨学金支給期間中においてもこれを維持できる見込みであり、かつ募集要項「1.（6）語学能力」の条件を満たした者を対象とする。

※学業成績係数の算出方法の詳細については下記「7.（4）」を参照のこと。

※語学能力条件に関し不明な点は後日文科科学省ホームページに掲載するQ & Aを参照のこと。

（2）一般枠

上記（1）に加えて、次のいずれかに該当する者を推薦すること。

① 大学間等交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者

- ② ①の場合以外で当該大学と交流実績（交流実績には、組織間交流以外の交流も含む）のある相手国大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者
- ③ その他、大学としては交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として受入れ大学の長が推薦する者

(3) SATREPS 枠

上記（1）に加えて、採択課題の相手国にあり、課題に参加している機関に所属している者を推薦すること。

(4) e-ASIA 共同研究枠

上記（1）に加えて、e-ASIA JRP の参加国の研究機関等に所属している者を推薦すること。

6. 推薦可能人数

(1) 一般枠

次の「ア. 基礎数」と「イ. 追加数」の合計とする。

ア. 基礎数

- i) 前回（2018 年度）の研究留学生〔一般枠〕の採用実績が 0 名の場合は 1 名とする。
- ii) 前回（2018 年度）の研究留学生〔一般枠〕の採用実績が 1 名以上の場合は、以下の算出式により求められた数とする。ただし、計算結果が 0 名又は計算不可能の場合は 1 名とする。

<基礎数算出式>

$$\text{基礎数} = \text{係数（下表）} \times \frac{\text{2018 年度私費外国人留学生数（大学院）※}}{\text{2017 年度私費外国人留学生数（大学院）※}}$$

（基礎数は小数点第 1 位を四捨五入すること）

○係数表

2018 年度私費外国人留学生（大学院）及び国費外国人留学生（大学院）の合計数※	係数
0 ～ 100	1
101 ～ 200	2
201 ～ 300	3
301 ～ 400	4
401 ～	5

※上記の外国人留学生数は（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」による各年度の 5 月 1 日現在の数とする。

イ. 追加数

渡日旅費・帰国旅費（以下「旅費」という。）を受入大学で負担する者を、追加数として最大 2 名推薦できる。

※「ア. 基礎数」及び「イ. 追加数」の両方の枠から推薦する場合、推薦順位は原則として「ア. 基礎数」にて推薦する者から上位順に並べて推薦すること。

※「国費外国人留学生（研究留学生）推薦調書【別紙様式 1】」の「旅費負担」欄は、「ア. 基礎数」にて推薦する者は「文科省負担」、「イ. 追加数」にて推薦する者は「大学負担」をそれぞれ選択すること。

(2) SATREPS 枠

SATREPSに参加しているすべての課題の合計で10人を上限とする。

(3) e-ASIA 共同研究枠

e-ASIA JRPに参加しているすべての課題の合計で5人を上限とする。ただし、候補者がe-ASIA JRPのメンバー国のうち、カンボジア、ミャンマー、ラオスの国籍を有する場合、前記5人に含まない形で、別に若干名の推薦を認める。

※SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠の申請に当たっては、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が実施する事前審査を受け、認められた者のみを推薦すること。事前審査については JST 及び AMED から各研究代表者宛に別途連絡がある。

① SATREPS 枠（医療分野以外）

JST 国際部 SATREPS グループ 03-5214-8085

<https://www.jst.go.jp/global/index.html>

② SATREPS 枠（医療分野）

AMED 国際事業部 国際連携研究課 03-6870-2215

<https://www.amed.go.jp/program/list/03/01/001.html>

③ e-ASIA 共同研究枠（医療分野以外）

JST 国際部 事業実施グループ 03-5214-7375

<https://www.jst.go.jp/inter/index.html>

<https://www.the-easia.org/jrp/>

④ e-ASIA 共同研究枠（医療分野）

AMED 国際事業部 国際連携研究課 03-6870-2215

<https://www.amed.go.jp/program/list/03/01/004.html>

7. 学内募集・選考等

(1) 全般に関する事項

- ① 留学生の質の確保・向上という観点から、各大学において特に優秀な留学生の募集に努めること。
- ② 選考に当たっては全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により行うこととし、募集・選考に係る資料を申請書等と併せて提出すること。（募集要項「5.（3）」を参照。）なお、候補者に対しては、当該大学教員が可能な限り面接を実施すること。（面接が実施できない場合は、電話・メール等によるインタビューを適切に実施すること。）
- ③ 枠ごとに、推薦順位を付した上で推薦すること。

(2) 【一般枠】推薦者の国籍構成に関する取扱い

一般枠については、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」（報告書）において、我が国の更なる発展を図るため整理された重点地域からの外国人留学生の受入れを重視していることから、候補者が重点地域以外の特定国に偏ることがないように、以下の基準により推薦すること。なお、重点地域の国については、（独）日本学生支援機構のホームページにて確認可能。

【重点地域及び留学コーディネーター配置国・地域一覧】

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/scholarship/shoureihi/_icsFiles/afieldfile/2018/10/24/jutenkokulist.pdf

- (a) 重点地域以外の国籍国からの推薦者数は、推薦者数全体の25%以下とすること。
- (b) 重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の25%を超過する場合、理由書提出による措置は取らないため、文部科学省への提出前に推薦者数を調整すること。
- (c) 文部科学省に提出された推薦者について、重点地域以外の国籍国からの推薦者数が推薦者全体の25%を超過している場合は、推薦者数全体の25%以下に収まるまで、重点地域以外の国籍国の候補者を推薦順位下位順から要件外不採用とする。なお、提出期限以降の推薦者の補充は認めない。

(例) 推薦者数計5名で、内訳が重点地域国3名、重点地域以外国2名の場合

→ 重点地域以外を「25%以下」に収めるため、重点地域以外国の推薦順位が2番目の者1名を要件外とする。(→ この結果、重点地域国3名、重点地域外国1名、推薦者数計4名となり、25%以下に収まる)

(3) 【SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠】「特段の意義」を有する場合の推薦理由

SATREPS 枠及び e-ASIA 共同研究枠については、上記「3. (2)・(3)」に述べた「特段の意義」を有する場合、JST 及び AMED の実施する事前審査を受けるに際してそれを明らかにした上で、「国費外国人留学生(研究留学生)推薦調書【別紙様式1】」の「推薦理由」欄に必ず明記すること。

(4) 学業成績の算出方法

① 算出対象となる学業成績

学業成績は正規課程の成績のみを用い、研究生等(非正規課程や日本語教育機関等)の成績を含めずに直近2年間の学業成績係数を算出すること。また、学業成績係数は原則各年度で算出し、年度途中の場合はその成績を含めないこと。ただし、セメスター制度を採用しており、前期の成績が判明している場合は、その成績が判明している直近2年間の学業成績係数を算出すること。

なお、複数の大学等の成績により算出する場合には、下記「②算出手順」に基づき、算出基準を合わせること。

また、「総合成績評価報告書【別紙様式3】」の作成に要した書類は各大学において適切に保管するものとし、文部科学省の求めに応じて提出できるようにしておくこと。

② 算出手順

下表により「評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算すること。

区 分	成 績 評 価				
		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100~80点	79~70点	69~60点	59点~
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59点~
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

総登録単位数

- (注1) 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。
- (注2) 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。ただし、直近2年間に含まれる編入学前の成績評価（現大学の直前に在籍していた学校における成績）が編入学後の単位に反映されていない場合は、編入学前の成績評価をもとにして算出すること。
- (注3) 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと。
- (注4) 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。
- (注5) 現在在籍している大学の学業成績が2年に満たない場合かつ学業成績を半期毎で判定している場合で、それ以前に在籍していた大学が学業成績を学年毎で算出しているため1年未満の端数が生じる場合は、直近2.5年間の成績により学業成績係数を算出する。

③ 学業成績係数が算出不可の場合

学業成績係数の算出ができない場合は、算出できない理由とともに、学業成績係数が2.30以上に相当すると判断した根拠を下記推薦状に基づき「総合成績評価報告書【別紙様式3】」に記載し（例：〇〇研究科において成績順位が〇人中〇位のため上位30%以内である、など）、以下の書類の写しを文部科学省に提出すること。これ以外の根拠は認めない。

- 募集要項「5. (3) ②」の「シ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状（受入れ予定大学長あてのもの）」に、大学若しくは学部、又は大学院若しくは研究科での成績順位が上位30%以内であるとみなされることが記載されているもの

なお、計算の結果、学業成績係数が2.30未満の者を推薦することは、上記推薦状提出をもつてしても認めない。

8. 推薦にあたっての留意事項

- (1) 複数の大学による同一人物の2019年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生 研究留学生（大学推薦）への重複推薦及び日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度（留学生交流支援制度）との併給は認めない。重複申請又は併給が判明した場合は、その候補者にかかる全ての推薦を受理しない。また、大学の推薦方法に問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わないこともある。

<重複推薦の例>

- ア. 同一人物について、A大学から2019年度大学推薦（一般枠）により、B大学から2019年度大学推薦（特別枠）によりそれぞれ推薦
- イ. 同一人物について、本人がA大使館へ2019年度大使館推薦（教員研修留学生）に申請し、B大学から文部科学省へ2019年度大学推薦（一般枠）により推薦

重複推薦を防ぐため、文部科学省への推薦前に推薦予定者に対し、学内選考の結果「2019年度奨学金支給開始」の「日本政府（文部科学省）奨学金制度のプログラム」に推薦予定であること及び文部科学省へ重複推薦された場合は全てのプログラムにおいて国費外国人留学生に採用されないことを通知し、当該大学から推薦される意思があるかメールや書面等記録の残る形で確認した上で推薦すること。

- (2) 募集要項「1. (10) ⑤」の「奨学金支給期間開始前に帰国すること」とは、奨学金支給期間2か月程度前から奨学金支給期間開始月までの間に帰国することをいう。申請時において、帰国することが確実であることを当人に確認すること。
- (3) 「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）」（平成18年3月24日17文科際第217号）等に記されている大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の違法輸出等に対する政府の対応方針、「大学及び公的研究機関における輸出管理について（依頼）」（平

成 21 年 11 月 24 日 21 文科高第 264 号) 及び「大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)」(平成 29 年 11 月 6 日 29 文科高第 645 号) を十分認識の上、大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究分野を希望する学生については、当人の研究計画及び学習背景について面接等により十分に確認し、推薦を行わないこと。その際、経済産業省が発出する「外国ユーザーリスト」や「安全保障貿易に関する機微技術管理ガイダンス」等に留意すること。

○大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について(依頼)【平成 18 年 3 月 24 日 17 文科際第 217 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu8/toushin/06082811/015/001.htm

○大学及び公的研究機関における輸出管理について(依頼)【平成 29 年 11 月 6 日 29 文科高第 645 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1398533.htm

○安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) 第三版

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けたイラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について(依頼)【平成 19 年 4 月 26 日 19 文科際第 24 号】

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1285442.htm

○外国ユーザーリスト(平成 30 年 5 月 2 日改正)

http://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180502001/20180502001_01.html

9. 文部科学省への推薦について

(1) 申請書類のうち様式が指定されているものについては、必ず文部科学省のホームページに掲載する最新の様式を使用すること。

(2) 文部科学省への提出書類のうち、「国費外国人留学生推薦調書【別紙様式 1】」及び「推薦者一覧【別紙様式 2】」については、電子データも提出期間中にメールにて提出すること。メール件名及びファイル名は以下のとおり付すこと。

【メール】

大学番号(6桁) + 大学推薦 + 大学名 + (研究)

(例) 123456 大学推薦〇〇大学(研究)

【ファイル】 ※一般枠、SATREPS 枠、e-ASIA 共同研究枠ごとに分けること。

大学番号(6桁) + 大学推薦 + 大学名 + (研究 + 推薦枠名称)

(例) 123456 大学推薦〇〇大学(研究一般)

(3) 「調査書【別紙様式 4】」については、各大学の採用人数を決定する際に考慮するので、必要事項を記入の上、提出すること。

(4) 候補者の氏名(中国籍の者は必ず漢字表記を付すこと。電子データで漢字が表記できない場合はカタカナ表記とすること。)、生年月日、国籍、住所等については、査証申請・入国管理手続きの観点から、誤記が無いよう十分に注意すること。

(5) 「募集要項 5. (3) ①文部科学省への提出書類」ア～キは、公文書に添付すること。公文書は推薦枠ごとに 1 枚とすること。

(6) 「カ 申請書」及び「キ 専攻分野及び研究計画」は、それぞれ個人ごとに左肩ホチキス止めし、大学単位で提出する書類を別紙様式番号順に並べ(イ→エ→オ)、その直後に申請者ごとに提出する書類を推薦順位順に並べた上で別紙様式番号順(ア→ウ→カ&キ)に並べ、枠ご

とにまとめて角2封筒に封入すること。上記7. (4)③のケースで「シ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状」を提出する場合は、「ウ 総合成績評価報告書」の直後に並べること。

(7) 封筒の表に、「大学番号(6桁)大学推薦(一般枠・SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠の別)申請書類在中」と朱書きすること。また、必ず一般枠・SATREPS 枠・e-ASIA 共同研究枠ごとに封筒を分けること。

(8) 申請書類の提出期間

提出期間：2019年3月18日(月)～2019年3月28日(木) 必着

※提出期間終了後の書類提出、提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位変更は認めない。

(9) 申請書類の提出先

提出先は2019年3月13日(水)までに、文部科学省ホームページの「2019年度大学推薦による国費外国人留学生(研究留学生〔一般枠等〕)の募集について」ページに掲載する。

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

※ 上記の提出期間中に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、天災及び突発的な戦乱等の特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、遅延が判明した時点で文部科学省へ相談すること。

※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、(独)日本学生支援機構が今後発出する平成31年度の国費外国人留学生に係る事務処理通知内のパスワードを設定すること。

10. 結果通知等

(1) 結果通知については、2019年6月中(予定)を目途に推薦のあった大学に対し文書にて通知する。

(2) 申請書類の提出期限以降、結果通知前までに辞退の意思がある者については、採用となった場合にのみ、速やかに辞退手続きを行うこと。

(3) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とし、他大学への進学・転学は認めていないので予め候補者に周知すること。国費外国人留学生として他大学への進学が認められている大使館推薦と混同しないよう、採用時のみではなく、進学に関わる入試時期にも重ねて周知徹底すること。

(4) 2016年度募集より、個人情報についての規定を設けている。日本政府の実施する留学生事業(就職支援、留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善)への利用及び外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報への利用を目的として想定している。例年採用時に提出を求める誓約書にて承諾を求めため、予め候補者に周知すること。

(5) 大学推薦により採用された者の教育費(入学金、検定料、授業料等)については、受入大学が負担すること。

(6) 大学推薦の一般枠のうち、上記6. (1)の「イ. 追加数」(旅費を大学の負担とする)にて採用された者の渡日旅費・帰国旅費については、受入大学が負担すること。「イ. 追加数」にて採用された者については、旅費が「大学負担」である旨を採用通知に記載する。